

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件

○こども家庭庁告示第九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十一日

こども家庭庁長官 渡辺 由美子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

	改 正 後	
(定義)		
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一～六十五 略〕</p> <p>六十六 運営継続支援臨時加算 当該施設等において、継続的かつ安定的に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の提供を行うために必要な場合に、事務費及び事業費として加算されるものをいう。</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一～六十五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一～六十五 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第一及び別表第三を次のように改める。

(「次のように」は、省略し、その関係書類を「[JISも家庭庁のホームページ](https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/law) (<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/law>) により公表する。)

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定について適用する。